

特別警報及び暴風警報が発令された場合の臨時休館について

スポーツ施設ご利用のみなさまの安全確保のため、特別警報及び暴風警報が発令された時には、下記により臨時休館とします。

■臨時休館

- * 三重県に「特別警報」が発令された場合は、その時点から臨時休館とします。
- * 桑名市に「暴風警報」が発令された場合は、その時点から臨時休館とします。
- * 特別警報及び暴風警報以外の警報・注意報の場合は、平常通り開館します。

■開館

- * 特別警報及び暴風警報が解除された場合の取り扱いは、下記の通りとします。
- * ただし、施設の被害状況などにより、開館時間が変更または休館となる場合があります。

項 目	取 扱 い
午前7時までに解除された場合	平常通り開館
午前7時から午後5時までに解除された場合	安全が確認された時点から又は解除2時間後から開館
午後5時を過ぎても解除されない場合	休館

◆その他災害時・緊急時において、教育委員会が必要と判断した場合、閉館する場合がありますので、ご了承下さい。

例) 防災対策本部の命令「大雨、洪水、雷、強風、波浪、高潮、大雪等」により、避難所として開設した場合等。

◆特別警報の現象の種類 《平成25年8月30日より運用開始》

「大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪・津波・火山噴火・地震」

- ・直ちに最善を尽くして、身を守るよう呼びかけて下さい。
- ・特別警報が発表されたことを周知して下さい。